

自 令和 5 年 5 月 8 日

至 令和 5 年 5 月 8 日

第 2 回 和木町議会臨時会

令和5年第2回（5月）和木町議会臨時会
令和5年第2回和木町議会臨時会
（令和5年5月8日）

○議事日程

別紙のとおり

○会議に付した事件

1. 選挙第 1 号
議長選挙について
2. 選挙第 2 号
副議長選挙について
3. 選挙第 3 号
岩国地区消防組合議員の選挙について
4. 選挙第 4 号
玖珂地方老人福祉施設組合議員の選挙について
5. 報告第 3 号
令和5年度和木町一般会計補正予算（第1号）に関する専決処分について
6. 報告第 4 号
和木町税条例の一部改正に関する専決処分について
7. 同意第 1 号
固定資産評価員の選任について
8. 議案第27号
令和5年度和木町一般会計補正予算（第2号）
9. 議案第28号
令和5年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（9名）

1 番	三 分 一 淳	
2 番	明 本 光 弘	
3 番	津 島 宏 保	
5 番	嘉 屋 富 公	
6 番	上 田 丈 二	
7 番	中 村 充 子	
9 番	小 林 秀 嘉	
10 番	森 脇 明 美	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議 長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	田 中 雅 彦	
企画総務課長	渡 邊 良 平	
税 務 課 長	坂 本 啓 三	
住民サービス課長	上 村 克 司	
都市建設課長	山 下 純 二	
保健福祉課長	鳥 枝 靖	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	松 井 敏 浩	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	吉 岡 司
書 記	松 島 久 子

1. 開 会 9時 00分

事務局 長

事務局長の吉岡です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の小林秀嘉議員をご紹介します。

臨時議長

ただいま紹介されました小林秀嘉でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

和木町広報係及び中国新聞から議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。

臨時議長

ただいまより、令和5年第2回和木町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、灰岡裕美議員より、病気療養のため、本臨時会を欠席する旨の届けが出ておりますので報告します。

臨時議長

日程第1 仮議席の指定

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

臨時議長

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

米本町長。

米本町長

みなさん、おはようございます。

新たな議員構成による初の議会開会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。この度の和木町議会議員一般選挙におきまして、ご当選されました和木町議会議員の皆さん、誠におめでとうございます。心からお慶びを申し上げます。

まずは、この度の町議会選挙におきまして、選挙管理委員会の不注意によりビラ配布用証紙の印刷を忘れる等、不手際がありましたこと、立候補されたすべての方々に対しまして心からお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

今後は再発防止に努めると共に、受付レーンを増やす等、受付時間の短縮にも努めて参る所存でございます。

さて、議員におかれましては、今回の選挙に際し、町政の様々な事柄についてご自身のお考えを町民の方々に訴えられて来られたかと存じます。これまでの活動に加えて、激変する社会状況の中で、より斬新な発想のもと、活発で、かつ活力に満ちた議会活動を通じ、町政にご尽力賜りますようお願い申し上げます次第でございます。約3年に亘る新型コロナウイルス感染症も、本日より5類へと引き下げられたところですが、第9波の懸念も取り沙汰されている等、まだまだ終息には至っていないところでございます。また、昨年からのロシアによるウクライナ侵攻により、物価高騰やエネルギー問題、食糧問題を招いているところであり、多くの方々が厳しい生活を強いられている状況にあります。さらに、日本の出生数は90万人を割り込む等、全国的に一層の少子高齢化、人口減少が進み、日本自体の行末も危惧されているところでございます。和木町においても、人口は6千人を割り込み、予想以上に人口減少が進んでおります。加えて、法人税収が大きく落ち込んでいる中で、各種公共施設の老朽化により大きな修理費や改修費が必要であり、人件費、社会福祉費の増加等もあって、大変厳しい財政運営を強いられているところでございます。しかし、ここで立ち止まることは許されません。町制施行50周年を迎えたこの和木町をしっかりと未来へ繋ぐため、小さくともきらりと光る町づくりを進め、各世代の方々が安心して暮らせる町を目指して、活力があり魅力ある和木町を創造していかなければなりません。和木町が80周年、100周年へと続いていくためにも議会と我々執行とがしっかりとスクラムを組みアイデアを出し合って、議論を交わし、和木町民の福祉の向上のため、共に頑張ってまいりましょう。結びとなりますが、和木町議会の益々のご発展と皆様方

令和5年第2回（5月）和木町議会臨時会
のご健勝、ご活躍を心から祈念申し上げまして、わたくしの挨拶とさせていただきます。

臨時議長

日程第2 選挙第1号 議長選挙について
しばらく休憩をいたします。

協議したいことがございますので、議員の方のみ全員協議会
室へお移り願います。

休 憩 9 時 8 分

再 開 9 時 3 0 分

臨時議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

臨時議長

これより議長選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による、
指名推選によりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しま
した。

臨時議長

おはかりします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思
いますが、ご異議ありませんか。

臨時議長

（「異議なし」の声あり）

臨時議長

異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

臨時議長

議長に兼本信昌君を指名します。

臨時議長

おはかりします。

ただいま議長が指名しました兼本信昌君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました兼本信昌君が議長に当選されました。

臨時議長

ただいま、副議長に当選された兼本信昌君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

兼本信昌君、当選の承諾及び挨拶に登壇の上お願いします。

議長

この度、皆様のご信任をいただき、議長の任に預かることになりました兼本信昌でございます。どうか、皆様よろしく願いいたします。今回、前回の無投票を心配しましたが、選挙となり、住民の信託を仰ぎまして、私たちこの10名が議会に選出されました。新しい議会となりまして、気持ちを新たにしております。またこの4年間頑張っていこうと思っております。

今回の選挙におきまして、私、痛感しましたのは、住民の方から新しい議会を求められている、そういう気持ちをつくづく感じました。この議会が本当に住民のための役割を果しているのか本当に考えさせられました。本来の議会である、住民のための議会、住民のため、私たちがどのような仕事をしているのかってことをですね、改めて痛感した選挙でございました。

こうしてまた皆さんと一緒にですね、議会を運営していくことになりましたけど、先程の所信表明でも述べましたが、政策提案ができる議会、これが本当に必要ではないかと思っております。議員の力を上げて、議会の力を上げて、そして私た

令和5年第2回（5月）和木町議会臨時会
ちが政策提案ができて、そして、執行と一緒にこの和木町を運
営していく、そういうしっかりとした議会をこれから作ってい
かなければいけないと思っております。どうか皆様のお力を借
りて、住民に応えられ、しっかりと応えられる、住民から「議
会は良くなったな、仕事してるな」そういう議会にしていきたい
と思っております。どうか皆様のご協力をよろしくお願いいた
します。

臨時議長

以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了しました。

議長と交替させていただきます。ご協力ありがとうございました。兼本信昌議長、議長席にお着き願います。

議長

日程第3 選挙第2号 副議長選挙について

しばらく休憩いたします。

協議したいことがございますので、議員の方のみ、全員協議
会室の方へお移り願います。

休憩 9時 38分

再開 9時 45分

議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長

これより副議長選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2
項の規定による、指名推選により行いたいと思いますが、ご異
議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しま
した。

議	長	おはかりします。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定しました。
議	長	副議長に森脇明美君を指名します。
議	長	おはかりします。 ただいま議長が指名しました森脇明美君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しました森脇明美君が副議長に当選されました。
議	長	ただいま、副議長に当選された森脇明美君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。
議	長	森脇明美君、当選の承諾及び挨拶を登壇の上お願いします。
副 議	長	ただいま副議長選挙が行われ、皆様の推挙を得まして副議長に就任することとなりました。誠に身に余る光栄です。皆様の感謝に対し、心からお礼申し上げます。非才な私が非常に重要なこの時期に町民の付託に応えて、副議長として議長補佐の重責を全うできるかどうか不安を感じているところでございます。議長を補佐し、和木町の議会が素晴らしいと言われるよう

令和5年第2回（5月）和木町議会臨時会
に努め、町政の進展に努力してまいります。どうか議員各位並
びに執行部におかれまして、格別のご指導、ご鞭撻を賜ります
ようお願い申し上げます。就任のご挨拶とします。

どうもありがとうございました。

議

長

しばらく休憩します。

協議したいことがございますので、議員の方のみ、全員協議
会室の方へお移り願います。

休 憩 9 時 4 8 分

再 開 1 0 時 4 3 分

議

長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議

長

日程第4 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により次のとおり指定
いたします。

1 番議員 三分一淳君。2 番議員 明本光弘君。3 番議員 津
島宏保君。5 番議員 嘉屋富公君。6 番議員 上田丈二君。7 番
議員 中村充子君。8 番議員 灰岡裕美君。9 番議員 小林秀嘉
君。1 0 番議員 森脇明美君。1 1 番議員 兼本信昌君。

以上のとおり、議席を指定いたします。

議

長

しばらく休憩します。

休 憩 1 0 時 4 4 分

再 開 1 0 時 4 5 分

議

長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議	長	日程第5 会議録署名議員の指名を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1番議員 三分一淳君、2番議員 明本光弘君を指名します。
議	長	日程第6 会期の決定を議題といたします。 おはかりします。 本臨時会の会期は5月8日、本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議	長	「異議なし」と認めます。 したがって、本臨時会の会期は、5月8日、本日一日と決定いたしました。
議	長	日程第7 常任委員の選任について これを議題といたします。 常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長より指名いたします。 総務文教常任委員に、上田丈二君、明本光弘君、森脇明美君、中村充子君、三分一淳君。民生建設常任委員に、嘉屋富公君、灰岡裕美君、小林秀嘉君、兼本信昌君、津島宏保君。 広報広聴常任委員は、議長を除く9人の議員といたします。
議	長	以上のとおり、それぞれ指名いたしたいと思いますが、ご異議はありませんか。 （「なし」の声あり）
議	長	「異議なし」と認めます。 したがって、ただいま指名いたしました諸氏を、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

令和5年第2回（5月）和木町議会臨時会

なお、常任委員会の委員長、副委員長をご報告いたします。

総務文教常任委員会の委員長に、上田丈二君。副委員長に、明本光弘君。民生建設常任委員会の委員長に、嘉屋富公君。副委員長に、灰岡裕美君。広報広聴常任委員会の委員長に、森脇明美君。副委員長に、津島宏保君。

以上のように選任されましたので、ご報告いたします。

議 長 日程第8 議会運営委員の選任について
これを議題といたします。

議 長 議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、委員に津島宏保君、三分一淳君、上田丈二君、嘉屋富公君、森脇明美君を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 「異議なし」と認めます。
したがって、ただいま指名をいたしました諸氏を、議会運営委員に選任することに決定しました。

なお、議会運営委員会の委員長、副委員長をご報告いたします。委員長に津島宏保君。副委員長に三分一淳君。

以上のように選任されましたので、ご報告をいたします。

議 長 日程第9 選挙第3号 岩国地区消防組合議員の選挙について
これを議題といたします。

議 長 おはかりします。
選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選により行いたいと思いますが、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議	長	「異議なし」と認めます。 したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。
議	長	おはかりします。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議	長	「異議なし」と認めます。 したがって、議長が指名することに決定をいたしました。
議	長	岩国地区消防組合議員に、嘉屋富公君を指名いたします。
議	長	おはかりします。 ただいま、議長が指名しました嘉屋富公君を岩国地区消防組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議	長	「異議なし」と認めます。 したがって、嘉屋富公君が当選されました。
議	長	ただいま当選されました、嘉屋富公君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をいたします。
議	長	日程第10 選挙第4号 玖珂地方老人福祉施設組合議員の選挙について これを議題といたします。

議	長	おはかりします。 選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議	長	「異議なし」と認めます。 したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。
議	長	おはかりします。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 （「なし」の声あり）
議	長	「異議なし」と認めます。 したがって議長が指名することに決定しました。
議	長	玖珂地方老人福祉施設組合議員に、灰岡裕美君、上田丈二君の両名を指名します。
議	長	おはかりします。 ただいま、議長が指名しました灰岡裕美君、上田丈二君を玖珂地方老人福祉施設組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議	長	「異議なし」と認めます。 したがって、灰岡裕美君、上田丈二君が当選されました。

議長 ただいま当選されました、灰岡裕美君、上田丈二君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

灰岡裕美君は理由により欠席いたしております。ご報告いたします。

議長 しばらく休憩いたします。

議員の方、執行の皆様、全員協議会室の方へ移動をお願いいたします。

休 憩 10時 51分

再 開 11時 30分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長 日程第11 報告第3号 令和5年度和木町一般会計補正予算（第1号）に関する専決処分について

これを議題といたします。

執行の説明を求めます。渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長 報告第3号 令和5年度和木町一般会計補正予算（第1号）に関する専決処分についてご説明いたします。

この報告は、食料品等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり歳入歳出予算の補正をさせていただきましたので、同条第3項の規定により町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ327万円を追加し、予算総額を41億6458万9千円とするものでございます。

4ページの歳出からご説明します。

款3 民生費 児童福祉費において、低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金と事業実施に必要な事務費として、通信運搬費等の経費を計上しております。

続いて3ページ歳入についてご説明します。

款15 国庫支出金のところで、本事業を実施するための財源として交付される新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金327万円を国庫補助金として増額計上しています。

以上で報告第3号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。
 質疑はありませんか。

議 長 上田丈二君。

上 田 議 員 民生費の低所得の子育て世帯支援事業についてですが、この給付金の世帯数と金額、人数に対して、内容説明をお願いしたいのですが。

議 長 上村住民サービス課長。

上 村 住 民 お答えいたします。

サ ー ビ ス まず、世帯数ですが、30世帯を予定しております。55人
課 長 の児童数を予定しております。この内容ですが、国の3月28日の閣議決定に伴いまして実施するもので、児童一人当たり一律5万円を低所得世帯、非課税相当の世帯に対し支給するものでございます。以上です。

議 長 よろしいですか。
 上田丈二君。

上 田 議 員	コロナ禍によって、家庭の収入が突然減った家計急変世帯も含まれるということなんですけど、そちらの方もこういった形の給付方法をとられているのか教えていただきたいと思うんですけど。
議 長	上村住民サービス課長。
上 村 住 民 サ ー ビ ス 課 長	家計急変世帯に対しましてはですね、令和6年の2月29日までですね、申請を受付けまして、約1ヶ月相当の収入をですね、それを抽出していただきまして、それを12掛けするという形で非課税かどうかというのを検討して対象になれば支給するという形になります。以上でございます。
議 長	よろしいですか。 他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり）
議 長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し採決に入ります。
議 長	報告第3号 令和5年度和木町一般会計補正予算（第1号）に関する専決処分について、賛成の方の挙手を求めます。
議 長	全員挙手。
議 長	したがって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

議

長

日程第12 報告第4号 和木町税条例の一部改正に関する
専決処分について

これを議題とします。

執行の説明を求めます。坂本税務課長。

坂

本

税 務 課 長

報告第4号 和木町税条例の一部改正に関する専決処分につ
いてご説明いたします。

和木町税条例の一部を改正する条例について、令和5年3月
31日に、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処
分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、議
会に報告し承認を求めるものでございます。

今回の専決処分は、本年3月31日に公布されました地方税
法等の一部を改正する法律等に伴い、和木町税条例について、
所要の改正を行ったものでございます。

主な改正といたしまして、森林環境税の導入に伴う改正、特
定小型、原動機付自転車に係る所要の措置及び軽自動車税の種
別割のグリーン化特例の期限の延長などでございます。

それでは、和木町税条例の主だった改正点につきまして、お
手元にお配りしております新旧対照表でご説明させていただきます。

まず、3ページ中段をご覧ください。

第38条 個人の町民税の徴収の方法等でございますが、こ
れは、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、平成31
年法律第3号の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法につ
いて規定する改正でございます。

次に、22ページ下段及び23ページ上段をご覧ください。

第82条 種別割の税率でございますが、これはミニカー区
分から特定小型、原動機付自転車を除外するものでございま
す。よって、除外した結果、特定小型、原動機付自転車は、条
例82条、第1号アに該当し、税率は年税額2,000円とな

ります。

次に、33ページ下段をご覧ください。

附則、第16条軽自動車税の種別割の税率の特例でございますが、これは軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、特例の期間を3年間延長するものでございます。

その他、地方税法の一部改正に伴う改正を行っております。

以上で、報告第4号 和木町税条例の一部改正に関する専決処分の説明を終わります。

議

長

本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

議

長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長

討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議

長

報告第4号 和木町税条例の一部改正に関する専決処分について、賛成の方の挙手を求めます。

議

長

挙手多数。

議

長

したがって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

議

長

日程第13 同意第1号 固定資産評価員の選任について
これを議題とします。
執行の説明を求めます。
田中副町長。

田中副町長

同意第1号 固定資産評価員の選任についてご説明いたします。

固定資産評価員につきましては、地方税法第404条第1項において固定資産を適正に評価し、かつ価格の決定を補助するために市町村に設置することとされており、本町におきましては、迅速かつ適正に評価事務を遂行できることから、職務に精通し現場で実務を取り仕切っている税務課長がその職務を行っております。

この同意案件は、4月1日付の人事異動により、坂本啓三が税務課長に任命されましたので、新税務課長である坂本啓三を固定資産評価員に選任したく、地方税法第404条第2項の規定により、町議会の同意をお願いするものでございます。

任期は、税務課長の職にある期間といたします。

以上で、同意第1号の説明を終わります。

議

長

同意第1号について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長

討論がないようですので討論を終結し、採決に入ります。

議

長

同意第1号 固定資産評価員の選任について、原案のとおり選任することに同意の方の挙手を求めます。

議

長

全員挙手。

議

長

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

議 長

日程第14 議案第27号 令和5年度和木町一般会計補正予算（第2号）

これを議題とします。
執行の説明を求めます。
渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長

議案第27号 令和5年度和木町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2920万1千円を追加し、総額を41億9379万円とするものでございます。

今回の補正予算は、令和5年3月29日に新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化の方針が国から示されたことに伴う、エネルギーや食料品価格の物価高騰の影響を受ける低所得者世帯に対する臨時特別給付金を給付する事業のほか、自立支援医療事業や蜂ヶ峯総合公園管理運営事業、マイナポイント事業等の各種事業に必要な経費を計上するために提案させていただくものでございます。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の2ページ歳出からご説明申し上げます。

款2総務費99万8千円の増額は、新たに着任した地域おこし協力隊隊員が使用するデスクトップパソコンを購入するための備品購入費とマイナポイントの申し込み期限が9月末までに延長されたことに伴い、必要となる経費を計上しています。

款3民生費2730万3千円の増額は、非課税世帯及び家計急変世帯に対する臨時特別給付金及び必要な事務経費を計上し、新たに見込まれる自立支援医療費の増額分も計上しています。

款7土木費90万円の増額は、蜂ヶ峯総合公園内のB e e + エリアで運営されているバッテリーカーを1台追加で購入するものでございます。

続きまして、1ページの歳入についてご説明申し上げます。

款15国庫支出金1613万5千円の増額は、自立支援医療費負担金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等を行うものでございます。

款16県支出金は自立支援医療費負担金として135万円の増額。一般寄付金は、広島県大竹ライオンズクラブ様から和木町町制施行50周年記念として50万円の寄附をいただきましたので、増額計上し、バッテリーカーの財源として活用させていただくこととしています。

款19繰入金は、今回の補正予算の歳入歳出を調整するため、財政調整基金繰入金1121万6千円を増額しています。

なお、今回の補正後の財政調整基金残高は12億8984万9千円になる予定でございます。

以上で議案第27号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

議 長 上田丈二君。

上田議員 歳出について伺います。
障害者福祉費、扶助費の自立支援医療事業費について伺いたいんですけど、扶助費として、更生医療費として出されていますけど、対象者について内容を伺いたいんですけど。

議 長 鳥枝保健福祉課長。

鳥枝保健福祉課長 生活保護受給者が身体障害者福祉法第4条に規定する障害に認定されたため、更生医療の対象となる医療費について補正予算を計上するものでございます。

議 長 よろしいですか。
他に質疑はありませんか。

		（「なし」の声あり）
議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。 討論はありませんか。
		（「なし」の声あり）
議	長	討論がないようですので、討論を終結し、採決に入ります。
議	長	議案第27号 令和5年度和木町一般会計補正予算（第2号） 本案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第15 議案第28号 令和5年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） これを議題といたします。 執行の説明を求めます。山下都市建設課長。
山 下 都 市 建 設 課 長		議案第28号 令和5年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。 補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ180万円を追加し、総額を3億496万6千円とするものでございます。 歳出からご説明いたします。10ページをご覧ください。 款1 総務費 ポンプ場維持管理事業の工事請負費180万円の増額についてでございますが、和木ポンプ場1号雨水ポンプエンジン始動弁取替工事を実施するもので、当初想定しており

令和5年第2回（5月）和木町議会臨時会
ませんでした、和木ポンプ場の雨水ポンプ始動弁が故障して
おりますので取替工事を行うものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

款7町債につきましては、歳出の工事請負費の財源として公
共下水道事業債180万円を増額するものでございます。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

議 長 上田丈二君。

上 田 議 員 歳出の工事請負費について伺います。
和木ポンプ場の改修工事ということでしたけど、エンジン始
動弁が故障ということでしたけど、今の現状と今後の改修工事
の日程について伺いたいと思います。

議 長 山下都市建設課長。

山 下 都 市 建設課長 まずポンプ場の現在の状況でございますけど、1号ポンプに
つきましては故障のため運転できない状況でございます、残
りの2号、3号の2台で対応している状況でございます。

今回の臨時議会の方で可決後、速やかに入札を実施しまし
て、梅雨を迎えるまでにですね、6月初旬までに整備を完了さ
せたいと考えております。

議 長 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論
に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 討論がないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第２８号 令和５年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

議 長 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

議 長 おはかりします。

これで、令和５年第２回和木町議会臨時会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 「異議なし」と認めます。

議 長 これをもちまして、令和５年第２回和木町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 １１時 ５５分